

令和5（2023）年度第2回みよし市国民健康保険運営協議会次第

日時 令和5（2023）年12月22日（金）

午後1時30分から

場所 みよし市役所 6階601.602会議室

1 あいさつ

2 協議事項

- ・令和6年度みよし市国民健康保険税の税率について

資料、参考資料

3 報告事項

- ・産前産後期間相当分の国民健康保険税の所得割額と均等割額の免除について

4 その他

・令和6年度みよし市国民健康保険税の税率について

【国民健康保険の現状】

●国民健康保険税および保険給付費の推移

本市の国民健康保険（以下「国保」という。）の被保険者数は、雇用状況の改善や社会保険適用対象者が拡大されたことにより、国保から全国健康保険協会保険や組合管掌健康保険などに移行したこと、75歳となり後期高齢者医療制度に移行したことなどの影響で引き続き減少傾向にあります。また、これらの要因に伴い、国保税収入も減少傾向となっています。

一方で、国保の支出の多くを占める保険給付費は、医療の高度化や高額化などにより、一人あたりの医療費が増加傾向にあります。

●国民健康保険の県単位化と標準保険税率

将来にわたる国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保を図るため、平成30年度から、これまでの市町村に加え、都道府県も国保制度を担うこと（県単位化）になりました。

県単位化に伴い、まず県は、市町村の被保険者数、医療費水準、所得水準等を元に市町村が県に支払う国保事業費納付金額を市町村ごとに決定します。次に市町村は、税を主な財源として、県に国保事業費納付金を支払い、その後、県は、市町村が必要な給付費を市町村に支払うことになりました。また、県は、市町村が国保事業を運営するために必要な税を確保するための、標準保険税率を毎年、市町村ごとに示し、それを参考にして、市町村は税率を定めることになりました。

本市の状況として、平成29年度から毎年愛知県が示している標準保険税率は、本市の保険税率よりも高く、本年11月に示された、令和6年度の標準保険税率（仮算定）は、現在の税率と比較しても高いものとなっており、その要因としては、県内において9位と医療費指数が高いこと、また、所得水準においては県内3位と非常に高いことなどが挙げられます。

●愛知県国民健康保険運営方針

令和3年度からの、第2期愛知県国民健康保険運営方針では、「赤字市町村は、収納率の向上や医療費適正化等の取組を進め、新たな赤字が発生しないようにするとともに、赤字解消の目標年次を踏まえ計画的に保険税率を適切な水準に近づけていくことなどにより、赤字の計画的・段階的な解消に努めるものとする。なお、被保険者の保険税負担が短期間で著しく増加しないように配慮し、関係者の納得と理解に努めた上で、赤字の解消・削減を進めていくものとする。」とされています。

●一般会計からの法定外繰入

国保事業は、法律に基づき国保税、県からの交付金、基金からの繰入金、市の一般会計からの法定繰入金等の法定の金額により事業を運営しています。しかし、これらの法定の金額でも不足する場合には、市の一般会計からの法定外繰入金で補てんをして事業を運営することとなります。

本市の令和4年度の決算では、約181,000千円、令和5年度の予算では、約245,000千円を法定外繰入金として市の一般会計から繰入れをしています。

なお、愛知県国民健康保険運営方針では、法定外繰入は、「計画的・段階的な解消に努めるものとする。」とし、法定外繰入れを無くすように促しています。

●保険税率の改正状況

本市の国保税の改正状況は、平成29年度分から、「所得割」、「均等割」、「資産割」、「平等割」の4方式から「資産割」を廃止した3方式に変更し、平成30年度分から、県単位化に伴い、県から標準保険税率が示され、みよし市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、急激に被保険者の負担増にならないよう、7年かけて標準保険税率に合わせられるように保険税率改正をすることとし、令和2年度まで実施し、令和3年度分については新型コロナウイルス感染症の影響等により税率改正せず据え置きとしました。

また、令和3年度のみよし市国民健康保険運営協議会答申を受け、令和4年度の標準保険税率が上昇していることを加味し、7年間かけて令和6年度まで予定していた税率改正について、被保険者の急激な負担増を考慮し、2年間計画を先送りし、令和8年度までを目途に改正していくこととしました。

【保険税率見直しにおける留意点】

以上のことから、今後における国保税率の見直しについても、被保険者にとって急激な負担増とならないよう十分配慮するとともに、市の一般会計からの法定外繰入金額の削減についても計画的に進めていくことが必要となります。

令和5年度 第2回 みよし市国民健康保険運営協議会

令和6年度みよし市国民健康保険税の税率について

- | | | |
|---|------------------------|-------|
| 1 | みよし市国民健康保険の現状 | 1 頁 |
| 2 | 前回(令和5年2月9日)の提言の付帯意見要旨 | 2 頁 |
| 3 | 基本的な考え方 | 2 頁 |
| 4 | 令和6年度税率改定検討表 | 3,4 頁 |
| 5 | 参考資料 | |
| | 税率・最高限度額及び賦課割合(昭和46年～) | 5 頁 |

1 みよし市国民健康保険の現状

1. 被保険者数の推移 (単位:人)

年度	一般分	退職分	計
R3	8,856	0	8,856
R4	8,548	0	8,548
R5	8,185	0	8,185

※R3,R4年度は年度平均、令和5年度は11月末までの年度平均

2. 保険税額の推移 (単位:円)

年度	現年度分 全体額	1人当り額
R3	973,444,900	109,919
R4	936,077,138	109,508
R5	981,136,300	119,870

※R5年度は11月末の額

3. 保険給付費の推移 (単位:円)

年度	保険給付費	1人当り額
R2	2,649,808,251	293,412
R3	2,822,364,663	318,895
R4	2,791,839,816	326,607

※保険給付費:療養給付費・療養費・高額療養費の計

4. 標準保険料率(仮算定・本算定)とのみよし市の税率比較

	医療保険分			後期分			介護分(40歳~64歳)			計		
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
R3年度税率 ①	6.02	24,800	20,400	1.53	8,400	4,800	1.38	8,900	4,700	8.93	42,100	29,900
R4年度標準保険料率 ② (本算定 R4.1)	6.62	28,328	18,631	2.44	10,123	6,658	2.53	13,001	6,488	11.59	51,452	31,777
R3年度とR4年度(本算定)の差 ③④⑤	0.60	3,528	△1,769	0.91	1,723	1,855	0.15	4,101	1,788	2.66	9,352	1,877
R4年度税率 ④	6.14	25,500	20,000	1.71	8,700	5,100	1.61	9,700	5,000	9.46	43,900	30,100
R5年度標準保険料率 ⑤ (本算定 R4.1)	7.52	32,536	21,045	2.77	11,653	7,538	2.35	12,237	6,051	12.64	56,426	34,634
R4年度とR5年度(本算定)の差 ⑥⑦⑧	1.38	7,036	1,045	1.06	2,953	2,438	0.74	3,537	1,051	3.18	12,526	4,534
R5年度税率 ⑦	6.42	27,000	20,000	1.98	9,400	5,700	1.82	10,400	5,300	10.22	46,800	31,000
R6年度標準保険料率 ⑧ (仮算定 R6.1)	8.40	35,068	23,760	2.92	11,914	8,072	2.48	12,367	6,289	13.80	59,349	38,121
R5年度とR6年度(仮算定)の差 ⑨⑩⑪	1.98	8,068	3,760	0.94	2,514	2,372	0.66	1,967	989	3.58	12,549	7,121

5. 一般会計繰入金 (単位:円)

年度(当初予算・決算)	基金繰入金	一般会計繰入金		一般会計繰入金		一般会計繰入金	
		(法定)	(法定外)	(法定)	(法定外)	(合計)	内財源補てん分
R3	180,000,000	223,275,000	168,457,000	127,344,000	391,732,000	19,022	14,379
	180,000,000	232,387,249	153,054,751	117,466,433	385,442,000	17,283	13,264
R4	180,000,000	233,210,000	192,335,000	156,216,000	425,545,000	22,501	18,275
	180,000,000	236,131,805	181,186,195	146,688,420	417,318,000	21,196	17,160
R5	180,000,000	230,158,000	245,401,000	209,776,000	475,559,000	29,982	25,629

※一般会計繰入金(法定外):国が示している繰入金項目以外で一般会計から繰り入れしているもの

2 前回(令和5年2月9日)の答申の付帯意見

- 1 愛知県から示された標準保険料率を考慮した国民健康保険料率とされたい。
- 2 被保険者の国民健康保険税の急激な負担増にならないよう考慮しながら、計画的に一般会計からの法定外繰入を削減できるような税率設定とされたい。
- 3 国民健康保険税の課税限度額については、引き続き国の定めた限度額とすることが望ましい。
- 4 国民健康保険税の減額の対象となる所得については、引き続き国の定めた額とすることが望ましい。
- 5 財源の安定確保、また公平性の観点からも国民健康保険税の収納率向上に今後も努力されたい。
- 6 医療費抑制に資するため、特定健診・特定保健指導の受診率の向上に、一層努められたい。

3 基本的な考え方

● 下記の見直しのポイントについて考慮し、次の3案について検討する。

見直しのポイント	比較検討の詳細案
<p>1. 令和5年11月に県が仮算定で示した、令和6年度のみよし市の標準保険料率は、市の現行税率と比べて、昨年度同様大きく差が開いている。(標準保険料率が現行税率より高い。)</p>	<p>(案1) 令和6年度の税率改正は行わない。</p>
<p>2. 県が示した標準保険料率と市の税率の差等により、一般会計法定外繰入(財源不足分)が発生する。→標準保険料率は市町村が県に支払う国民健康保険事業費納付金を支払えるように税率設定されているため。</p>	<p>(案2) 令和6年度の改正で標準保険料率と同程度とする。</p>
<p>3. 県が平成29年度に策定した愛知県国民健康保険運営方針では、「赤字市町村(法定外繰入をしている市町村)は、収納率の向上や医療費適正化等の取組を進め、新たな赤字が発生しないようにするとともに、目標年次を踏まえ計画的に保険料率を適切な水準に近づけていくことなどにより、赤字の計画的・段階的な解消に努めるものとする。なお、被保険者の保険料負担が短期間で著しく増加しないように配慮し、関係者の納得と理解が得られる範囲内で現実的な赤字の解消・削減を進めていくものとする。」としている。</p>	<p>(案3) 令和6年度の税率は、標準保険料率との差を3回で均等に近づけるようにしたものとする。 (令和3年度答申の税率改正の方針を踏まえ、現行税率と標準保険料率との差を令和8年度を目途に近づけていくもの(9年間で改正))</p>
<p>4. 平成29年度国民健康保険運営協議会答申で、「国民健康保険税の税率について、平成30年度から段階的に標準保険料率に近づけていくことにあわせて、一般会計からの法定外繰入の削減を図っていくことが望ましい。平成30年度から平成29年度における税率改正を参考に7年をかけて標準保険料率に近づけるものとする。なお、標準保険料率は毎年見直されるため、今後の税率改定については、本協議会にて検討していくことが望ましい。」としており、令和元年度の答申においても、平成29年度の答申を踏まえ5年をかけて標準税率に近づけることが適当であると判断された。 しかしながら、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響等により税率改正を行わず据え置きとした。そういった事情を踏まえた中で令和4年度からは、標準保険料率も上がったため、被保険者の負担増を考慮し、令和8年度まで5年かけて税率改正をしていくよう計画を再構築した。</p>	<p>(案4) 令和6年度の改正は過去の増税率を参考に設定し、標準保険料率との差を今から5回の改正で均等に近づけるようにしたものとする。 (令和4年度の答申による増税率等を参考に、被保険者の負担増を考慮して令和10年度までの5回の改正で均等に近づけていくもの)</p>

令和6年度 税率改正検討表

○令和2、3年度税率、R4年度税率、R5年度税率、R6年度標準税率(R5.11仮算定)との比較

R2、3年度税率 R4年度税率 (R2とR4税率の差) R5年度税率 (R4とR5税率の差)	医療分			後期分			介護分(40歳~64歳)			②被保険者1人当たりの年税額			
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率(対前年)
R2、3年度税率 6.02%	24,800円	20,400円	4,800円	1.53%	8,400円	4,800円	1.38%	8,900円	4,700円	108,817円	(4.9%)	815,354,510円	(-8.1%)
R4年度税率 6.14%	25,500円	20,000円	5,100円	1.71%	8,700円	5,100円	1.61%	9,700円	5,000円	112,801円	(3.7%)	848,331,888円	(-5.7%)
(R2とR4税率の差) 0.12%	(700円)	(-400円)	(300円)	(0.18%)	(300円)	(300円)	(0.23%)	(800円)	(300円)	(-3,884円)	(-)	(33,477,378円)	(-)
R5年度税率 6.42%	27,000円	20,000円	5,700円	1.98%	9,400円	5,700円	1.82%	10,400円	5,300円	119,758円	(6.1%)	1,006,439,930円	(0.0%)
(R4とR5税率の差) 0.28%	(1,500円)	(0円)	(700円)	(0.27%)	(700円)	(600円)	(0.21%)	(700円)	(300円)	(6,855円)	(-)	(57,898,042円)	(-)

R6標準税率 (R5.11仮算定)	R5標準税率 (R5.11仮算定)	R6標準税率との差										
8.40%	35,088円	23,760円	2.92%	11,914円	8,072円	2.48%	12,367円	6,289円	153,098円	(27.8%)	1,288,635,448円	(27.8%)
(1.98%)	(8,088円)	(3,760円)	(0.94%)	(2,514円)	(2,372円)	(0.66%)	(1,987円)	(989円)	(33,340円)	(-)	(280,195,518円)	(-)

①「モデル世帯」の年税額1,500円(基礎世帯) 被保険者2人(40歳以上の標準世帯1人、40歳未満1人)とする。
②「標準世帯」の年税額は、介護分も全体標準税率(R5.4.1)に準じている。

○(案1) 税率改正を行わない場合

年度	医療分			後期分			介護分(40歳~64歳)			②被保険者1人当たりの年税額		①一般会計法外 繰入金 (財源不足分)		③一般会計法外 繰入金 (財源不足分)	
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率(対前年)
R6	6.42%	27,000円	20,000円	1.98%	9,400円	5,700円	1.82%	10,400円	5,300円	119,758円	(-)	1,006,439,930円	(-)	280,195,518円	(-)

①「一般会計法外繰入金(財源不足分)」については、標準税率と同程度にすれば、財源不足分が発生しないこと前提条件とした数値。

○(案2) 令和6年度の改正で標準税率と同程度にした場合

年度	医療分			後期分			介護分(40歳~64歳)			②被保険者1人当たりの年税額		①一般会計法外 繰入金 (財源不足分)		③一般会計法外 繰入金 (財源不足分)	
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率(対前年)
R6	8.40%	35,000円	23,700円	2.92%	11,900円	8,000円	2.48%	12,300円	6,200円	151,882円	(26.8%)	1,278,253,833円	(26.8%)	10,381,815円	(26.8%)
(前年差)	(1.98%)	(8,000円)	(3,700円)	(0.94%)	(2,500円)	(2,300円)	(0.66%)	(1,900円)	(900円)	(32,108円)	(-)	(289,813,703円)	(-)	(10,381,815円)	(-)

税率・賦課限度額改正状況

医療分

年度	応能割 %		応益割 (円)		課税限度額	国の限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割		
昭和46~48	2.6	30.0	2,160	3,360	80,000	80,000
49			3,000	4,200	120,000	120,000
50			3,600	5,400		
51			6,000	8,400	150,000	150,000
52	3.0		7,200	9,600	170,000	170,000
53	3.5		9,600	12,000	190,000	190,000
54	4.0	40.0			220,000	220,000
55					240,000	240,000
56	5.0	50.0			260,000	260,000
57					270,000	270,000
58					280,000	280,000
59					300,000	350,000
60						
61					330,000	370,000
62			10,800	13,200	370,000	390,000
63					390,000	400,000
平成					400,000	420,000
2		40.0	12,600	15,600		
3			13,800	16,800	420,000	440,000
4		35.0	15,000	18,000	440,000	460,000
5					460,000	500,000
6						
7						
8			18,000	21,000	500,000	520,000
9	5.2	31.0	23,000	24,000	520,000	530,000
10			25,000			
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17		20.0	25,800	24,600		
18						
19						
20	4.5	17.0	20,600	21,000	420,000	470,000
21						
22					470,000	500,000
23	4.8	11.6			500,000	510,000
24			21,300	21,800		
25	5.2	7.7			510,000	
26						
27	5.5	3.8	24,000	21,800	520,000	
28					540,000	
29	5.74	廃止				
30	5.87		24,300	21,400	580,000	580,000
31(R1)	5.94		24,500	20,900	610,000	610,000
R2.3	6.02		24,800	20,400	630,000	630,000
R4	6.14		25,500	20,000	650,000	650,000
R5	6.42		27,000	20,000		

県単位化

後期分

年度	応能割 %		応益割 (円)		課税限度額	国の限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割		
平成 20	0.7	3.0		5,200	100,000	120,000
21						
22					120,000	130,000
23	0.75	2.0		5,400		
24					140,000	
25	0.8	1.3			160,000	160,000
26				6,000	170,000	170,000
27	0.9	0.5			190,000	190,000
28				7,900		
29	0.97	廃止				
30	1.17			8,100		
31(R1)	1.34			8,200		
R2.3	1.53			8,400		
R4	1.71			8,700	200,000	200,000
R5	1.98			9,400	220,000	220,000

県単位化

介護分 (40歳から64歳)

年度	応能割 %		応益割 (円)		課税限度額	国の限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割		
平成 12	0.7	3.5		4,800	70,000	70,000
13						
14						80,000
15						
16						
17		2.0		5,400		
18					4,200	90,000
19						
20						
21						100,000
22					90,000	
23	0.75	1.4		5,600	100,000	120,000
24					4,400	
25	0.8	1.0				
26						140,000
27		0.7		5,800	160,000	160,000
28						
29	0.87	廃止		7,800		
30	1.02			8,100		
31(R1)	1.2			8,500	4,600	
R2.3	1.38			8,900	4,600	170,000
R4	1.61			9,700	5,000	
R5	1.82			10,400	5,300	

県単位化